

郵政リストラを許さず、労働運動の発展をめざす全国共同会議

会 則

- 第1条 (名称) 郵政リストラを許さず、労働運動の発展をめざす全国共同会議
(略称) 郵政全国共同会議
- 第2条 (目的) 郵政関連職場での諸争議の勝利をめざし組合の違いを超え相互支援を進める。また、春闘諸行動等を共同してとりくむ。
- 第3条 (会員) 本会の目的に賛同する個人と団体で構成する。
- 第4条 (会費) 本会は、年会費個人1,000円、団体3,000円とする。また、必要に応じて適宜、カンパをとりくむ。
- 第5条 (役員) 本会運営のために次の役員を置く。共同代表2名、事務局長1名、事務局次長1名、運営委員若干名
- 第6条 (運営) 年一回総会を開催し、役員選出、年間方針、予算を審議する。必要に応じ諸行動を展開するために運営会議を開催する。日常的な事務運営を進めるために事務局会議を開催する。年2回の「全国共同会議」は、会員の自由参加を広げる。
- 第7条 (事務所) 本会の事務所は、当面、郵改共同センターに置く。
東京都千代田区外神田6-15-14 外神田ストーク502号

付則 この会則は、2015年4月5日から施行する。

-----切り取り線-----

会の趣旨に賛同し会員になります。

右の個人か団体かを で囲んでください。【個人・団体】

- ・氏 名
- ・住 所
- ・所 属
- ・電話&メール